

野沢温泉村「広報のざわおんせん」広告掲載要領

平成 19 年 4 月 27 日

要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、野沢温泉村広告掲載の取り扱いに関する要綱(以下、「取り扱い要綱」という。)に基づき、村が発行する広報のざわおんせん(以下、「広報」という。)に掲載する広告の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第 2 条 広告の掲載位置は、村が指定した位置とする。

(広告の規格)

第 3 条 広告の寸法及び名称は別表のとおりとする。

(広告の掲載料)

第 4 条 広告の掲載料は別表のとおりとする。

(広告の内容等)

第 5 条 広告のデザイン及び内容は、広報としての品位、イメージを妨げないよう要綱に定める広告審査委員会において審査を行うとともに、広告主と村が必ず協議することとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする、

付 則

この要領は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する

別 表 (第 3 条、第 4 条関係)

広告枠名	広告枠のサイズ	広告料 (月額)	
		村内事業者	村外事業者
1 号広告	5 段組みの 1 段分 (縦 45mm × 横 180mm)	5,000 円	7,000 円
		2,500 円	3,500 円
2 号広告	5 段組の 1/2 段分 (縦 45mm × 横 86mm)	5,000 円	7,000 円
		2,500 円	3,500 円
3 号広告	5 段組の 2 段分の縦半分 (縦 95mm × 横 86mm)	5,000 円	7,000 円
		2,500 円	3,500 円